



研究集録29

神戸大学発達科学部附属養護学校

(Citation)

研究集録, 29:0-10

(Issue Date)

2003-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81009930>



研究集録29

2002年度 研究・実践

障害を見つめ、発達にそくし、生活実態にねざした
科学的な障害児教育実践の創造

神戸大学発達科学部附属養護学校

は じ め に

学校長 二 宮 厚 美

この研究集録第29号は、2002年度の附属養護学校の教育実践をもとに、障害児教育の研究及び養護学校の運営にかかわる論稿をまとめたものです。したがって、この集録は本校における教育実践の記録と検証の場ともなっており、障害児教育の今後の発展に必要な研究素材を提供する意味をもっています。

研究集録の編集過程では、今後の養護学校のあり方にかかわって、極めて重大な事態が進行しました。この養護学校をとりまく大状況の変化は、大きくいうと、二つにまとめられます。

まず第一は、国立大学法人化法が通過し、2004年4月をもって、附属養護学校を含む大学全体が従来とは異なる制度的環境のもとに組み入れられることになったことです。従来の国立大学は廃止され、代わりに、各国立大学・学校はそれぞれ独立した大学法人として新たな歩みを開始することになりました。もちろん、このことが、附属養護学校の日々の教育にただちに一大変化を呼び起こすわけではありませんし、また毎日通学する生徒たちにとって、あってはならないことですが、長い目でみると、附属学校の教育・研究に大きな影響をもたらすことは避けられません。新たな法人化後の附属養護学校のあり方を検討するにあたって、この研究集録が建設的・積極的な貢献を果たすことができれば幸いである、と思います。

第二は、文科省内の調査研究協力者会議報告「今後の特別支援教育の在り方について」がまとめられ(2003年3月)、障害児教育の今後のあり方が「特別支援教育論」にそって見直されることになったことです。報告書は、障害児教育の特別支援教育への転換を説明して、こう述べています。「障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う『特殊教育』から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への転換を図る」。

これは言いかえると、従来の障害種別や場所の差異を取り払い、子ども一人ひとりの個別的な教育ニーズに着眼した教育体制をつくる、ということを意味します。イメージを鮮明にするためにいうと、養護学級や養護学校という名前も変えて、従来の障害児教育を特別支援教育学校・学級という形で捉え直す、ということになります。この転換が教育現場に呼び起こす影響は多岐にわたりますが、ここではさしあたり、教育実践に直接かわるものとして、二つの点に注目しておきたいと思います。

まず第一は、特別支援教育の守備範囲が、従来の障害児教育の範囲をこえて、量的に広がることです。これについて、先の報告書は、「特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。」

第二は、特別支援教育が一人ひとりの子どもたちの特別な教育的ニーズに着眼することを出発点にするために、一人ひとりの生徒たちに対する個別化された支援教育計画が特に重視されることです。

簡単にいうと、これからの障害児教育は、量的には拡大した数多くの子どもたちを相手に、かつ一人ひとりの教育ニーズにきめこまかく対応して進められなければならない、ということになります。これには、言うまでもなく、教育行財政面からのバックアップが大幅に拡充されなければなりません、いまのところ、その見通しはたっていません。そのみならず、特別支援教育の考え方については、教育実践面からの検討が必要です。この研究集録は、特別支援教育論の提起を教育実践の視点からどのように評価するのかという検討課題にたいして、一つの検討材料を提供する意味をもっています。

これらの点をふまえて、本集録が多くの方々目のとまることを期待する次第です。

も く じ

はじめに	学校長 二宮 厚美	1
本校の研究実践活動の概要	研究推進委員会	4

第一部 各学部の研究実践活動と実践報告

小学部の研究と実践の報告

1. 教育課程と集団編成、児童の障害と発達状況		11
2. 研究と実践の報告		12
テーマ「コミュニケーションを築きはじめた子どもの教育をどうつくりだしていくのか」 －「ことば・かず・あそび」の授業づくりをととして－ Aグループの取り組み Bグループの取り組み Cグループの取り組み (執筆 西堂 直子、石谷 宏行、殿垣 亮子)		
3. 授業実践の報告		
「体育」	殿垣 亮子	38
「音楽」	佐藤 知子	41
集団で表現する意義を問いながら		
「えがく・つくる1組」	山本 君恵	49
一年の取り組みを通して		
「事例」	西堂 直子	53
楽しいと思える学校めざして		
4. 教育課程編成上の諸課題		56
5. 保育教育実践交流会の報告		60
6. 明石附属小学校との交流		61
7. 明石市人丸小学校2年1組と本校小学部1組児童Cとの交流		62

中学部の研究と実践の報告

1. 教育課程と集団編成、生徒の障害と発達状況		63
2. 研究と実践の報告		65
テーマ「育ちあえる学級集団づくりをめざして」 1組の取り組み 2組の取り組み 3組の取り組み (執筆 井上 多恵子、柴田 真砂代、杉本 憲章、中川 晶雄)		
3. 授業実践の報告		
「体育」	井上 さみ	94
スケーターボードを使った楽しい動きづくり		
「国語・数学・基礎Bグループ」	大谷 瑞枝	100
意欲を育む表現活動をめざして		
「美術Iグループ」	長谷川 進	105
かけ軸(鯉の滝上り)づくり		
「家庭科Iグループ」	松永 芳博	109
「わかって」「楽しく」「自分から」取り組める調理学習をめざして		
「家庭科IIグループ」	北浦 裕記	114
好きな形につくってみよう		
「しごとグループ(工作)」	杉本 憲章	117
自分で作る楽しさをあじわおう		
4. 教育課程編成上の諸課題		121
5. 兵庫県知的障害養護学校研究協議会中学部会の報告		125

高等部の研究と実践の報告

1. 教育課程と集団編成、生徒の障害と発達状況	127
2. 研究と実践の報告	129
テーマ「豊かな人格発達をめざす高等部教育」 －仲間とともに進める自分づくり－ 美術の取り組み（A・B・C・Dグループ） 生産Ⅲ班（陶工）の取り組み （執筆者 大宮とも子、大竹 由美、真鍋 裕美、市川 将人、北村 映子）	
3. 授業実践の報告	
「音楽」	佐藤 文子 150
集団で学習する喜び	
「国語・数学・基礎Aグループ」	衣笠 義博 154
ひとりじゃないさ ぼくたちは	
「国語・数学・基礎Cグループ」	玉木 道弘 159
文法を加味した「ことば」の指導	
「生産Ⅱ班（食品加工）」	大竹 由美 162
わかってできるケーキ作りをめざして	
「学級活動1組」	真鍋 裕美 165
一人ひとりの思いを豊かに	
「学級活動3組」	北村 映子 170
学級づくり－修学旅行から卒業に向けて	
「進路指導」	八木八重子 173
卒業後に向けての取り組み	
4. 教育課程編成上の諸課題	176
5. 木の根学園職員と高等部教官との懇談会の報告	179
6. 三木養護学校との交流の報告	180
実践報告	
本校の医療的ケアを考える	荻野 圭子 181
障害幼児親子教室「たんぼば教室」の取り組み	西堂 直子 185
特別寄稿 「子どもの育ち方と人間発達視点」	校長 二宮 厚美 187
『教えることは学ぶこと』Ⅱ	副校長 井澤 孝典 193

第二部 校務部・委員会の報告

障害児臨床実習の実際と諸課題	教務部会	197
学校行事の取り組みについて	指導部会	204
保健衛生管理の取り組みと課題	保健衛生管理委員会	207
進路指導の現状と課題	進路指導委員会	208
総務情報部会の報告	総務情報部会	211
入学選考の実施と諸課題	入学選考委員会	214
本校における介護体験の実際	総務情報部会	216
おわりに		219

研究主題

障害をみつめ、発達にそくし、生活実態にねざした
科学的な障害児教育実践の創造

1 研究推進の基本的な方針について

教育（障害児教育）をめぐる情勢

中央教育審議会の基本問題部会は、一昨日に部会を開き、教育基本法の見直しの骨子を示した。教育の基本理念を見直し、教育の目的に、①国際性（国際社会の形成者としての意識）と、日本人としてのアイデンティティー（伝統、文化の尊重、郷土や国を愛する心）②個人の能力の伸長、創造性のかん養、③社会の形成に主体的にかかわる「公」の意識、自律心、規範意識—などをいれる方向を出した。「伝統」とは、皇室を国民統合の中心とする社会規範であり、日本の軍国主義を肯定する立場から「愛国心」を強調している。そして、教員の使命感や責務をより明確に研修の重要性を盛り込む方向である。

更に、教育基本法に規定された教育理念を実現する手段として、教育振興基本計画についても骨子を示した。基本計画では、才能教育を行なう学校、入学などの弾力的取り扱い、弾力化により生じる格差への対応、道徳教育に関する教育、奉仕活動の推進—などがあげられている。

今秋には中間まとめを出した上で、12月までには最終答申を出したいとしている。このように教育改革は、「教育基本法」の改悪に本格的に急ピッチで動いている。

そうした大きな流れの中で、今年度は「新学習指導要領」と「学校週5日制」が実施されている。このことは今までの公教育の制度を大きく変えるものである。

今それぞれの学校で、「新学習指導要領」と「学校週5日制」をめぐり、教育課程や教育内容が大きな問題となっているが、「新学習指導要領」と「学校週5日制」の意図する、人間観、教育観、教師観、学校観はどんなものだろうか。次の3点から考えてみたい。

ひとつには、「個」の捉え方の問題である。新学習指導要領では「個性重視」をうたい「個の指導」を強調している。そこでうたわれる「個性重視」とは、はじめから「できる子とできない子」に分け、別々の人づくりを進めていくという発想にたつもので、それぞれの能力に応じた分相応の指導を強調している。そこには誰もが能

力を十二分に開花させ、発達していく主体としての個人人間観は見えてこないし、すべての子どもに発達を保障していくという教育観は見えてこない。そこでは、人格の形成において大切な個々の内面に育まれる価値意識やモラルに関わる「意欲・関心・態度」と「能力」とは、統一されたものとして捉えられていない。

そうした人間観や教育観を覆い隠すためには、平和や人類普遍の価値よりも、国際社会に通用する日本人としてのアイデンティティーを強調し、特定の価値意識やモラルを押しつけることをせざるを得ないのであろう。

次に個別性と集団性の関係の捉え方についてである。一人ひとりの子どもの個別の課題を個別に指導していくのか、集団で指導していくのか、その関連はどうかという問題である。新学習指導要領では「個の指導」が強調され、個別の指導として集団での指導がないがしろにされかねない。個別の配慮をしながら、個別の課題と集団の課題を統一させ、集団での取り組みの中でこそ子どもたちの人格は形成される。人格形成に集団が必要であるという人格の捉え方や、学び合い育ち合う仲間としての集団の捉え方は、新学習指導要領には希薄である。

障害児学校では、「個別の指導計画」の作成が「自立活動」に義務付けられた。社会適応していくための特定の自立という考え方を押しつけながら、個別の課題を個別に指導していくことを教師に強要するものであることは、上述したことから鑑みれば、容易に判断できる。

最後は公教育における教師の指導性についてである。新学習指導要領では、教師の営みは、「指導」から「支援」ということばに変えられた。「人格の完成をめざし平和な国家および社会の形成者としての国民」の育成をその目的とする公教育では、どの子にもその能力や教養を身につけさせ、人格の形成を進めるためには教師の指導性が不可欠である。しかし、支援する存在としての教師であれば、子どもの能力に応じた支援でよいわけで、教師の指導力は問われなくて良い。そうなれば、教師の実践力量や専門的力量の低下はまぬがれないだろう。

子どもたちが主体的に問題を解決し、関心を広げ体験する「総合的な学習の時間」は、教師が子どもたちにどんな力をつけ、何を用意するのかという指導力は問わず子どもたちからの関心や意欲によりかかった授業として見えてこないだろう。

そうした教師の公教育での役割の変化と、「学校週5日制」という学校の役割を限定し、公教育としての学校をスリム化する動きは連動していることはいうまでもない。更に、教師の支援の在り方を評価する基準を設け、それによって教師の管理統制を強いるために、「個別の指導計画」が利用されることも予想される。また、「君が代・日の丸」に見られるように特定の価値意識の押しつけも強まるだろう。

このように、新学習指導要領と学校週5日制は、子どもたちの学びの場と時間を奪い、子どもたちの学力低下を招き、教師の指導力を低下させ、一方で教師への管理統制を強め、公教育としての学校の在り方を大きく変えるものとなっている。

そして、それらが、戦争をする国づくりを進める動きの中に組み込まれていることを教師自身がもっと自覚する必要があるだろう。

研究主題に関して

本校では研究主題に照らして、子どもたち一人ひとりの課題を教師集団で捉え、「子どもは集団の中で育つ」という教育の本質を捉えて、教育実践を進めてきた。そして、そのための教師の専門的力量を集団で組織し高めていく取り組みを長年にわたって、自主的・自覚的に取り組んできた。

研究主題には、どの子もそれぞれの「特別な教育的ニーズ」を持ちながらも、能力を開花させ、人格を発達させることができる存在であるという人間観と教育観が内包されている。そのことの意味をみんなで今一度確認すべきであろう。

子どもの課題をどのように捉えるかは、教育実践の出発点である。子ども一人ひとりの、「特別な教育的ニーズ」を捉えていくためにも、研究主題の視点は不可欠である。障害観の変遷の歴史を踏まえ、障害から子どもを固定的にみるのではなく、障害によって子どものどのような特別な教育的ニーズが生まれるのかという視点で「障害を見つめる」ことを大切にする。「発達にそくし」とは、できるという現象だけに目を奪われずに、子どもたちの内面の育ちを捉え、子どもの丸ごとを発達段階に目を向けながら捉えていくことである。「生活実態にねざした」とは、子どもがこれまでどんな人生を歩んできたかという、子どもの生活体験や生活経験を大切にするということである。また、現時点での学校生活、家庭生活、地域での生活の有り様、さらに保護者の要求にも耳を傾けていくことを大切にしていこうとすることである。

そのために、本校では「教育実践カルテ」の作成と集

団論議を大切にしてきている。子どもの一人ひとりの課題を明確にし、指導の手立てを探るものである。様式や項目にも検討を加えて、現在の教育実践カルテを作り出してきた。大切にしていることは、子どもの丸ごとを捉えるために、学部の教師みんなで論議することと、人格発達の課題を探り、共通理解することである。集団の目で子どもを捉えることで、多様な子どもの姿を見いだしより確かな子どもの課題を共通確認できるし、より豊かな指導内容を生み出せると考えるからである。

県下の養護学校では、「個別の指導計画」の作成が大きな論議を生んでいるようだ。本校では新に「個別の指導計画」を作成することは考えていない。教育実践カルテと個別の指導計画とはその意図も、形式も、実践での位置付けについても違いが見られるだろう。実践カルテを発展させていく視点から、県下の個別の指導計画を参考にし、見直し整備して補填していくようにしたい。

たとえば、個別の指導計画にある長期目標・短期目標ということとどのように考えて整理していくのか、保護者の願いとどのように練り合わせていくのかということ意識的に検討していければと思う。

子どもの課題を捉えた上で、「どの子にも」集団に開かれた学びの世界を用意し、科学、文化、芸術の成果と出会える世界を伝え、人間的な育ちを保障していく取り組みが必要となっている。そのことは、教師の専門性を集団的に高めていくことなくしては、成し得ない。

教師が、子どもの課題を把握し、学習集団として共通の課題を捉えること、その課題に応える文化的価値ある教材を作ること、そして主体的に子どもたちが働きかける場を設定する必要がある。更に、その場や教材の意味を伝えるための教師のコミュニケーションの在り方も大切である。教師集団で実践していく以上、教師集団で話し合い確認し合い、みんなで実践し総括していく力も求められる。

そうした教育実践の基盤は学部研究にある。各学部の研究テーマは、学部の教師集団で実践上の課題について論議し、自主的に民主的に論議し決定し、実践研究活動を推進する。そして、常に学部の実践研究を全校で検討し合い、自分たちの取り組みを外部に問うことも意識的にしてきた。そうしたことは、科学的な実践を生み出す必要条件となろう。

一方、入学基準の見直しなどの影響で障害児学校がどのように変わるのか、障害児学校の「センター化」構想が出されてくる中で、障害児学校の役割をどのように位置付け、地域のネットワークを作っていくのか、公的な

条件整備や制度改革の必要性を確認しながら、共同の輪を広げていくことが大切になってきている。

「新学習指導要領」と「学校週5日制」の実施によって、それぞれの学校や子どもの学習や生活にどのような影響を及ぼすのか、他校の状況にも意識を向け、丁寧に探りながら研究実践を進めていこう。

今年度は研究協議会は実施しないが、県知養中学部会や保育教育実践交流会も実施される。そうした取り組みの中で、本校の実践を提起し、他校の実践や地域の要求を知り、少しずつでも、ネットワークを広げていくようにしていきたい。

そして、「戦争をする国」の国民として子どもたちを育てようとする政治的な流れの中に、日々の教育実践が組み込まれている。それを、教師自身が自覚し、そうした流れに対して、アクションを起こすことなくしては、真に子どもたちに教育を保障できない情勢にあるということを確認し合い、実践に臨みたいものである。

重点課題について

次年度の研究協議会をにらんで、しっかりと学び実践力を培う。

◎県知養中学部会、保育教育実践交流会を成功させる

- ・子どもの課題を共通理解し、授業実践を進めることを集団的に展開する力をつける。
- ・学校週5日制にともなう各学校への影響や、子どもたちの生活上の変化などについて情報を収集検討する。
- ・各学校での新学習指導要領の教育課程や教育内容への影響などについて情報を収集し検討する。
- ・発達科学部と共同研究の具体化をはかる。
- ・全校研究会を充実させる。
- ・研究出張、学習会を積極的に進め、学習する。

2 研究推進委員会の任務について

研究推進委員会は、本校の研究推進活動全般を円滑にすすめ、また、指導していく責任を負っている。その構成は、校長、副校長、各学部主事、各学部委員よりなり委員長は互選で決定する。委員長は、委員会を統括する責任と、対外的には、県知養の理事など、研究活動に関して本校を代表する任務を負う。学部の委員は、学部研究の推進と同時に、全校的に必要な任務を分担して行なう。

- ・毎月一回の定例会議を設定し、研究実践活動に関わるすべての問題等について協議を行なう。
- ・「研究推進ニュース」の発行等、広報活動の充実につ

とめ、研究推進に関わるすべての情報を全教官がもてるようにする。

- ・研究出張の円滑な執行を行なう。
- ・研究図書等の購入や研究室の整備充実を図る。

3 研究推進の具体的内容の方針

(1)学部研究会の充実

教育実践を進めていく基盤である「学部研究会」の充実をめざす。

①学部ごとに研究テーマ、研究と実践上の具体的な課題を設定する。研究の進め方、内容については年度当初に各学部で方針をもつようにする。研究推進委員会でも論議を深めていく。

②児童・生徒の実態把握をすすめ、一人ひとりの課題を明らかにしていく。

●「教育実践カルテ」の作成、検討、活用の充実を図る。

・「障害をみつめ、発達にそくし、生活実態にねざした」という観点を大切に作成する。

・集団で協議することを通して子どもを見つめていく視点を広げ、課題の共通理解をめざす。

・日常の教育実践に生かしながら、さらに検討を加え、課題、働きかけをより明確にしていく。

●必要に応じ、発達検査・発達診断を実施し、課題を明らかにしていく際に活用する。

③授業実践の力量を高めていく。

●指導計画の作成

●実践記録の作成

●学習会の設定

●資料の保管、整理

(2)全校研究会

各学部のとりくみを、全教官が共通理解をし、学部を越えた全教官の協議の場として、全校研究会を学期に1回実施する。

- ・1学期－各学部の研究の方針の確認と学習会「発達について」
- ・2学期－研究協議会に向けての検討会
- ・3学期－総括研究会

(3)教科・問題別研究会

学部をまたがった構成メンバーグループによる「教科・問題別研究会」を組織し、教育内容の充実をめざす。今年度は学期に1回、年間3回の予定で6グループで実施する。

[○ことば・国語 ○かず・数 ○音楽科 ○体育科

○家庭科 ○えがく・つくる・美術科]

(4)研究出張

他校での実践研究について情報を収集し、本校の研究実践活動にいかしていく。県下、特に近隣の養護学校で、どんな実践や研究がされているのかは、しっかりアンテナをはっておくようにする。そのために、できるだけ各学部で体制を作って、県知養の研究会には参加していく。

- ・県知養の研究会には必ず参加する。
- ・近知養の研究会にはできるだけ参加する。
- ・夏休みの学習会参加を積極的に推進する。

(5)広報活動

「研究推進ニュース」の発行計画をたて、方針や取り組みの状況を知らせたり、研究出張の報告を掲載する。

(6)研究図書の購入、整備

購入希望をとり、研究図書の充実を図る。また、研究主題とかかわって、教育実践活動に役立つ図書の購入の計画を進め、研究図書の充実を図っていく。また研究図書をより利用しやすいように、図書の整備を進める。

(7)研究集録の発行

「研究集録No.28」を刊行する。

集録の内容や様式について検討を加えながら、計画的に取り組んでいけるように提起していく。

(8)対外的な諸課題

◎発達科学部との連携・共同の具体化を図る。

県知養中学部会、保育教育実践交流会の助言者としてや、全校研究会に伊東先生に講演に来てもらう機会を設定し、具体化する。また昨年度からの継続で、科研費での共同研究も進めていく。

◎県知養、近知養、教大協との連携を進める。

実践提案をしていくなど、積極的に参加していく。

(9)地域との交流

◎障害幼児親子教室「たんぼ教室」を開催する。

各学部で担当者を1名決めて取り組み、月に1回の開催とする。

◎明石市内障害児学級担任者会に参加し、交流を図る

◎木の根学園職員と本校高等部教官との懇談会を持つ

◎交流の在り方を探り、進める。

- ・三木養護学校中学部と高等部との交流
- ・明石附属小と小学部との交流
- ・本校小学部在籍児童の卒業校との地域交流

4 研究推進活動の総括

◎教育（障害児教育）をめぐる情勢

教育基本法の見直しを審議する中央教育審議会の基本部会に3月3日最終答申素案が事務局（文科省）から提出された。素案は21世紀を切り開く「たくましい日本人の育成を目指す観点」を明確にするため教育基本法を「改正」するとのべ、新たに法に規定する基本理念に「郷土や国を愛する心」など八項目をあげている。最終答申は、今月中にも正式に提出される予定です。

「たくましい日本人」「国を愛する心」などの教育目的を新たに規定する法改正は、国民の思想・信条を侵害し、国民の内面に法律が踏み込むものである。福岡市で小学校の通知表に「国を愛する心情、日本人の自覚」で子どもを評価する欄があったことが、問題になっているが福岡市にとどまらず、柳川市、京都府下でも起きている。教育基本法に「国を愛する心」が規定されれば、全国の学校現場に同様のことが押しつけられるだろう。

教育基本法の第10条には「教育は不当な支配に屈してはならない」とあるが、この10条に、教育新興基本計画の根拠規定を盛り込む予定であり、同計画は条件整備だけでなく教育内容・活動に内容が及んでおり、「不当な支配」が強められる危険性があるものだ。また、素案では学校教育法を見直し義務教育制度の弾力化を検討するとして、「能力に」応じて、小中学校段階から教育内容に差をつける教育制度を目指している。このように素案は基本法「改正」の趣旨が教育制度全般に生かされるよう、とくに学校教育法、社会教育法にもとづく制度や学習指導要領も見なおすとしており、この機に教育全般を改編するねらいである。

今年度から実施された「新学習指導要領」と「学校週5日制」は、今までの学校制度を大きく変えるものとなったが、それをさらに推し進めるような教育基本法の「改正」の動きである。

一方、障害児教育をめぐっても大きな転換期を迎えている。文科省は従来の「特殊教育」にかえて「特別支援教育」という用語を用い、障害児教育のあり方を見直し再編に着手しようとしている。昨年10月に出された「今後の特別支援教育の在り方について（中間まとめ）」がそれである。

「中間まとめ」では、「盲・聾・養護学校」から障害種にとらわれない「特別支援学校(仮称)」としていくことについて、法改正を含め具体的に検討していくとしている。この学校は内部に障害種に応じて専門の教育部門をおくことを認めているが、ここでのいう学校・学級での

教科指導や障害に対応する学級編制基準、正規の教職員配置の問題、障害の特質等に配慮した施設設備等最低基準については触れていない。また、個々の子どもの発達段階や発達課題に目を向けて子どもの集団編成や教育内容・方法を開発していく視点も見られない。そこには、同種の障害のある子どもの集団のもつ発達の意義については触れられておらず、課題をどう解決するのかの展望も示されていない。「特別支援学校」が地域のセンターとして相談機能も担うとされていることについては評価できるものの人的な配置が具体的に明示されているわけではない。通常教育より障害児教育は約11倍のお金がかかるとされ、政府の財減縮小政策とあいまって障害児教育の予算を縮減することをねらっている。

そこでは、一人ひとりの「教育的ニーズ」に応じた「柔軟な体制づくり」や、通常教育での学習の機会・小中学校との連携などを強調しながらも、根本的な条件整備にはふれず教職員や保護者・地域の「意識改革」と「努力」による「特別支援教育」への移行、障害児学校のリストラを準備しようとしている。

こうした動きの背景にある人間観、教育観、教師観、学校観は一体どんなものか、我々の考えるそれとどこが違うのか3つの視点から方針案では述べている。「個」の捉え方、個性性と集団性の関係の捉え方、公教育における教師の指導性という3点について述べたが、子どもたちは競争と選別のもとに個々ばらばらにされ、能力に応じた内容を与えられ教師は子どもの能力に応じた学習内容を設定するだけで、力量も問われない。そんな学校を文科省は目指している。

子どもたち誰もが、能力を十二分に開花させ、発達していく主体として、教師が吟味した文化や科学や芸術の学びの世界に触れ、仲間と共に学び合い育ち合う、そんな私たちの学校とはかけ離れているものだろう。

一人ひとりの子どもの成長や発達を教師も保護者も仲間もみんなで喜び合う。それが、公教育の大切な共同性である。子どもを中心に据え、保護者や地域の願いをすり合わせながら、知的共同体としての学校を取り戻す必要が、今ほど学校教育に求められていることはない。

◎研究主題に関して

子どもの課題をどのように捉えるかは、教育実践の出発点である。子どもの「特別な教育的ニーズ」を捉える上でも、研究主題の「障害を見つめ、発達に即し、生活実態にねざす」という視点は大切である。本校で大切にしている教育実践カルテの作成と集団論議の中でそれらの視点は生かされ、深められていることだろう。子ども

の内面の理解を進め、子どもの全体的な成長・発達を促す課題を全面的な人格的課題として捉える努力をしている

今年度から実施された新学習指導要領では、「養護・訓練」から「自立活動」と名称が変更され、「個別の指導計画」の作成が義務付けられている。各校で様式なども違うようだが、書くこと自体が目的化してしまったり集団が解体されてしまったり、子どもをある部分や要素で理解しようとするなどの問題もでてきているようだ。

今年度県知養の中学部会が本校で実施されたが、「個別の指導計画」についての取り組みの状況や実践上の悩みについても交流がなされたが、各学校で混乱も出ているようだ。私たちの教育実践カルテの取り組みは、今後とも大切に、より充実させ発展させていきたいものである。

一方で、本校の学校要覧の教育目標には「12年間の一貫教育の中で、児童・生徒の障害を克服軽減する」という文言が記されている。「養護・訓練」が「自立活動」に変更されそのねらいも「障害に基づく種々の困難を主体的に克服する」とされた。WHOの国際障害分類が「生活機能・障害・健康に関する国際分類」(ICF)へと改訂された。ICFでは、「障害」を「機能障害」「活動制限」「参加制約」のレベルで捉え、後二者が活動や生活場面での「難しさ」と定義されている。そのような状況も踏まえ、障害を克服軽減する力は大切であるが、学校教育の目標としてあげることがどうであるか、検討する必要があるだろう。

また、「総合的な学習の時間」についての、いろいろな議論があり、生活単元学習などとの関係をどうするかと混乱が生じている。「総合的な学習の時間」では、「自ら考え、判断する」力を育むことをねらいにしているが、それがこの時間だけで蓄えられものだろうか。また子どもたちの興味関心を引き出すことは大切であるが、「主体的な学び方」ばかりを求めては、容易な活動主義や体験主義に陥ってしまうのではないかなどである。

本校では、「個別の指導計画」も「総合的な学習の時間」については教育課程や教育実践に位置付けようという検討はしていないが、兵庫県下を初め他校の状況をつかみながら検討していければと思う。

本校での教育実践活動の基盤は学部にある。各学部で子どもたちの課題を共通確認し、授業づくりを進めてきた。それぞれの学部の取り組みについては、後の学部研究の総括に委ねるが、どの学部も「集団」の教育的意義を深めつつ、子ども理解を丁寧に進めている。教師集団での共通理解を大切に進めながら、専門的な集団の力量を培う努力をしてきた。各学部のテーマ、小学部のコミュ

ニケーション、中学部の集団づくり、高等部の自分づくりは、子どもたちの中に探りつつ、教師集団のコミュニケーション、集団づくり、自分づくりが問われる問題であったと思われる。教師自身のそうした営みがなくてはテーマも深まらないであろう。そのためにも、教師集団での論議を大切にしていきたい。

文科省は2004年に国立大学を法人化する方向を打ち出している。国民の共有の財産である国立大学の教育や研究を、民営化しようとしている。そうなれば文化や社会は間違いなく貧困になるだろう。また大学の自治のもとで、自由な教育実践を築いて、先駆的な教育実践を進めてきた全国の附属学校の意義を踏まえる事無く、統廃合も考えている。そうした動きの中で、次年度は私たちの教育実践を広く知らせ、障害児教育に関わる人たちと、今の流れをくいとめ、真に障害のある人もない人も豊かな人格を開花させることのできるような教育や社会を作り出すことに自覚的に関わりたいものである。次年度は、とりわけ、本校の教育を守るためにも、大学との共同研究を積極的に進めることが求められる。また、毎年小学部が実施している障害児保育・教育実践交流会の取り組みなど、地域との交流など、いろいろな可能性も探って、地域のネットワークづくりを進めることも意識したい。

次年度は、研究協議会の実施の年である。毎回、11月22日（土）の実施の方向で検討している。私たちの実践を提供しながら、全国の教育に関わる人たちとの共同を進め、私たち自身の教育実践力量を飛躍できるよう力を合わせよう。

国際的には、障害児、者をめぐる状況は、人権発達保障を進める方向で動いている。それに確信を持って教育実践を展開していこう。

5 研究推進の具体的内容の総括

(1)学部研究会（各学部の報告）

(2)全校研究会

今年度も3回の全校研究会を以下のようなねらいで実施した。

◎第1回 7月18日（木） 講師 越野 和之氏

「教育実践と授業づくり」

- ・今年度の研究の方針と取り組みを全教官で確認し、授業づくりについて学習する。

◎第2回 12月17日（火）

- ・小、中、高の授業を見合い、各学部の授業毎にグループ討論し、授業づくりについて深める。

◎第3回 3月14日（金）

- ・今年度の研究実践活動の総括と次年度の課題について、全教官で確認する。

今年度は、研究協議会のない年であったので、授業研究の全校研を設定した。とはいえ小・中については障害児保育教育実践交流会、県知養中学部会の取り組みが2学期に実施され、厳しい日程での取り組みとなった。各学部で1つの公開授業を設け、その授業を見合い、それを基にグループ討論を行ったが、それぞれのグループで論議が深まり、全教官での授業づくりについての有意義な取り組みとなった。次年度は、研究協議会が実施される年ではあるが、こうした授業研究の機会を作り出ししながら、実践研究を深めていきたいものである。また総括研究会については、学部毎で報告質疑・協議していくことにした。今後も一人ひとりの教官が、主体的自覚的に全校研究会に取り組んでいけるような内容や運営、タイムテーブルについて工夫していければと思う。

(3)教科・問題別研究会

今年も、6グループの「教科・問題別研究会」を組織し、3回実施した。（最後はインフルエンザの流行で残念ながら全教官での取り組みにはならなかった）予め、今年度の取り組み回数を明示したこともあって各グループで計画的に実施されたようだ。学部を越えて、教科等の取り組みの交流や教材研究を行なうことの意義は大きく、積み上げていき、学部研究や研究実践活動全体にも反映していければと思うが、なかなか回数の確保が難しいのが現状である。各グループの取り組みは、年度末にアンケートをとり、研推ファイルに残している。授業研究会を持ちたいという意向が述べられているグループも少なくない。特に次年度からの大学との共同研究を進めていく上では、充実させていきたいものである。

[今年度のグループ編成]

○ことば・国語 西堂・石谷・松永・杉本・玉木
（中学部研究室）

○かず・数学 藤本・三木・空井・大谷
（小学部研究室）

○音楽科 佐藤知子・中川・佐藤文子
（音楽室）

○体育科 殿垣・井上さみ・衣笠・山本・
（校長室） 大宮

○家庭科 真鍋・北浦・八木・大竹・北村
（家庭科室）

○えがく・つくる・美術 市川・柴田・井上多恵子・
(美術室) 荻野・長谷川

(4)研究出張

今年度は、行事と重なったり、出にくい状況もありながらも、県知養の研究会には必ず出席していくように、各学部でも配慮をして参加していった。

今後も他校の実践を学び、本校の実践との交流を深める機会として積極的に保障していくようにしていきたい。県下、特に近隣の養護学校で、どんな実践や研究がされているのか情報として収集していく必要もあると思われる。次年度に課題を引き継ぎたい。一方、今年度も夏期休業中を初め学習会や研究会への参加をできるだけ多くの教官に保障していくように、予算額を増やした。多くの教官が学習会に参加している。

次年度は、休業中の学習会や研究会への予算額を増やして、より多くの教官が、研究出張に参加していけるようにしていきたい。

(5)広報活動

「研究推進ニュース」はNo.20まで発行した。各学部の取り組み、研究出張、研究会報告なども伝えた。担当も忙しい中ではあるが、報告会などの時間設定が困難な現状においては、大切な取り組みであり、継続していく。また、内容については、書き手も増やし、充実させていく。

(6)研究図書の購入、整備

図書の購入については、個人の希望をとる形で進めた。購入希望はあまり出されておらず、また教材研究関係の図書の希望が多い。研究推進委員会で検討して現代学校教育辞典（ぎょうせい）など〔図書原簿参照〕を購入した。今後も計画的に、研究図書の購入を進めていく。

図書の整備については、夏期休業中に台帳に基づいて、年間の図書を点検した。新規図書がたくさん行方不明になっている。貸し出し台帳の整備とあわせて、整備を徹底したい。

また、今年度から新規図書は、担当の方でナンバーリングし、図書原簿を作成した。

(7)研究集録の発行

「研究集録No.29」を刊行する。

集録の位置付けを確認し、編集企画や研究集録の活用の仕方などについて論議を進めた。大学との共同研究の内容など、思い切った特色ある企画編集なども考えていくことが求められるだろう。

(8)対外的な諸課題

①発達科学部との連携と共同については、どのような内容をどのように進めていくのかなど、論議を進めた。次年度は具体化に踏み出す。

②県知養、近知養、教大協との連携では、今年度は県知養中学部会を本校で実施し近知養小学部では体育の実践報告を、教大協でも実践報告をするなど、積極的に取り組んできた。次年度は、近知養研究大会が舞子ピラで開催されるが、本校は近知養研中学部会県代表担当校となっている。積極的にかかわっていければと思う。

(9)地域との交流

①障害幼児親子教室「たんぼば教室」の開催

各学部で担当者を1名決めて取り組み、月に1回開催した。

②担任者会

③木の根学園職員と本校高等部教官との懇談

8月12日に実施

④交流

・三木養護学校と高等部 6月5日

・明石附属小と小学部 6月14日・19日

・本校小学部在籍児童の卒業校

6月5日・9月18日、21日

・明石人丸小との地域交流

10月28日・11月27日

以上のように取り組んできた。今後もノーマライゼーションの理念からも、地域のネットワークづくりを進めていく必要はあり、地域との交流を進め広げていければと思う。

(文責／研究推進委員長 大宮 とも子)